

役員候補者選考委員会規程

(総 則)

- 第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款 21 条の規定に基づいて選任される理事及び監事（以下「役員」という。）の選任に関し、あらかじめその候補者を選考することを目的に定める。
- 2 本連盟の役員は、役員候補者選考委員会（以下「本委員会」という。）で推薦された者の中から評議員会の決議により選任される。

(審議事項)

- 第2条 本委員会は、本連盟の定款第21条に定める新役員の選考にあたり、つぎの事項を審議し、評議員会に推薦する。
- (1) 候補者の選考に係わる基本的考え方に関すること
- (2) 候補者の推薦、審査及び選考に関すること
- (3) その他必要と認めること
- 2 役員候補者の選定要領及び役員選任規程並びに役員の在任年齢に関する規程は、別に定める。

(委員長及び委員)

- 第3条 本委員会は、会長・副会長・専務理事及び常務理事・顧問・参与から若干名並びに監事・評議員から若干名により構成し、20名以内とする。
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 本委員会の委員は、評議員会により選任される。

(任 期)

- 第4条 委員の任期は不定期とし、評議員会による委員会設置承認により任期が開始され、新役員が決定すると同時に任期満了となる。

(委員会)

- 第5条 本委員会は、委員長及び委員により構成し、委員長が議長となる。
- 2 本委員会の議事は、委員の合意により決定する。

(改 廃)

- 第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附則 1 本規程は、平成25年（2013年）3月3日より施行する。

附則 2 本規程は、平成27年3月1日より一部改定施行する。